



島根県報

平成28年10月28日（金）

第2,848号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	2
島根県保健医療計画の変更	（医 療 政 策 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
家畜伝染病の患畜の発生の届出	（畜 産 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ " ）	3
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（ " ）	4
特別保護地区の指定	（ " ）	4
特定猟具使用禁止区域の指定	（ " ）	5
鳥獣保護区の指定の一部改正（4件）	（ " ）	7
特定猟具使用禁止区域の指定の一部改正（3件）	（ " ）	8
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	8

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	9
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

県立学校校内LANシステム（サーバシステム基盤）の調達に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	9
---	-------------	---

告 示**島根県告示第632号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社UP Matsue	島根県松江市東朝日町199番地3	平成28年9月1日

島根県告示第633号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、島根県保健医療計画（平成25年島根県告示第218号）の一部を変更したので、告示する。

なお、変更後の計画は、登載を省略し、島根県健康福祉部医療政策課及び各保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社糶屋	訪問介護	こうじや訪問介護事業所	出雲市平田町7429	平成28年10月21日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第635号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所又は区域	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	邑智郡邑南町	平成28年10月17日	ホルスタイン 県外導入牛

島根県告示第636号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市多岐町奥田儀1426-6
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第637号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡海士町大字海士4552、4556-1、4558、4563、4564-1、4566
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市金城町小国口133、口134、口135-1、口136から口139まで、口140-1、口140-2、口141、口144、口325、

ロ326、ロ329

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町小国ロ133（次の図に示す部分に限る。）、ロ134（次の図に示す部分に限る。）、ロ140-2（次の図に示す部分に限る。）、ロ329（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第639号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

ニホンジカ捕獲禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 6,980ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成30年10月31日まで</p>
-------------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第640号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

千丈溪特別保護地区	<p>1 区域 江津市及び邑智郡邑南町の各一部</p> <p>2 面積 61ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>
-----------	---

	<p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>匹見峡特別保護地区</p>	<p>1 区域 益田市の一部</p> <p>2 面積 73ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>断魚溪特別保護地区</p>	<p>1 区域 邑智郡邑南町の一部</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第641号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

<p>赤江 特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 67ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
<p>加茂 特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 38ヘクタール</p> <p>3 存続期間</p>

	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
三刀屋 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 81ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
名分 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 12ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
三瓶ダム 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 大田市の一部</p> <p>2 面積 50ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
七条 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 67ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
久佐 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 210ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類</p>

	銃
出雲平野 特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 9,739ヘクタール 3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
桜湖・いわみおろち湖 特定猟具使用禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 76.4ヘクタール 3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第642号

鳥獣保護区の指定（昭和41年島根県告示第978号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表中「平成18年11月1日」を「平成28年11月1日」に、「平成28年10月31日」を「平成38年10月31日」に改める。

島根県告示第643号

鳥獣保護区の指定（昭和46年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表中「338ヘクタール」を「85ヘクタール」に、「平成18年11月1日」を「平成28年11月1日」に、「平成28年10月31日」を「平成38年10月31日」に改める。

島根県告示第644号

鳥獣保護区の指定（昭和51年島根県告示第780号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表中「平成18年11月1日」を「平成28年11月1日」に、「平成28年10月31日」を「平成38年10月31日」に改める。

島根県告示第645号

鳥獣保護区の指定（昭和56年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表隠岐国分寺鳥獣保護区の項中「平成18年11月1日」を「平成28年11月1日」に、「平成28年10月31日」を「平成38年10月31日」に改める。

島根県告示第646号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年島根県告示第867号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表神戸川特定猟具使用禁止区域の項及び布崎特定猟具使用禁止区域の項を削る。

島根県告示第647号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成20年島根県告示第864号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表遥堪特定猟具使用禁止区域の項を削る。

島根県告示第648号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成21年島根県告示第751号）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表浜田ダム特定猟具使用禁止区域の項を削る。

島根県告示第649号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝口善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成25年度～27年度	26枚	1冊	矢尾－1	平成28年10月20日
益田市	平成25年度～27年度	27枚	3冊	岡本－1	平成28年10月20日
益田市	平成25年度～27年度	47枚	2冊	鎌手－Ⅶ	平成28年10月20日
益田市	平成25年度～27年度	22枚	1冊	三谷－Ⅷ	平成28年10月20日
隠岐の島町	平成26年度～27年度	11枚	1冊	西田①加茂②	平成28年10月20日
隠岐の島町	平成26年度～27年度	17枚	1冊	久見③	平成28年10月20日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月28日

島根県知事 溝口善兵衛

1 開発区域

益田市乙吉町イ103番1、イ103番2、イ103番14、イ104番、イ106番1、イ106番2、イ106番3、イ106番4、イ106番5、イ109番、イ111番19、イ111番20、イ112番18

面積 26,336.17平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市乙吉町イ103番地1

益田赤十字病院

院長 木谷光博

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年10月28日

島根県教育委員会教育長 鴨木 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

県立学校校内LANシステム（サーバシステム基盤） 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年2月1日から平成34年1月31日まで

(4) 納入期限

平成29年1月31日（火）

(5) 納入場所

別途指定する島根県内のデータセンタ

(6) 入札方法

借入れに要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の8パーセントに相当する額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602 F A X 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成28年10月28日（金）から同年11月16日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成28年11月24日（木）午前10時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

(4) 入札書の提出方法

持参の場合：(3)に記載の日時までとする。

郵送の場合：(3)に記載の日時の30分前までに(1)の場所に必着とする。

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は、「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は、「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に、平成28年11月16日(水)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Lease and maintenance of hardware and software for the Internet system (the Server Units) : 1 set

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 24 November 2016 (Applications by mail must arrive at the office above by 9 : 30 a.m. November 24, 2016)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6602